

○農林水産省告示第九百八十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、  
平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号  
（アメリカ合衆国産、ヒング種、ランバート種、レ  
ニア種及びパン種のさくらんぼの生果実に係る農  
林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次  
のように改正し、平成十一年七月三十日から施行  
する。

平成十一年七月三十日

農林水産大臣 中川 昭一

一 中「ガーネット種」の下に、「スウィートハ  
ート種」を、「ブルックス種」の下に、「ラピン種」  
を加える。